

平成14年12月26日

各 位

会社名 サミ一株式会社  
代表者名 代表取締役社長 里見 治  
(コード番号 6426 東証第一部)  
問合せ先 執行役員  
管理本部長 片山 靖浩  
(電話番号 03-5950-3790)

## 有償株主割当による新株予約権発行に関するお知らせ

平成14年12月26日開催の当社取締役会において、株主への還元策の一環として、また将来の当社資金調達のための布石として、当社株主に対する新株予約権の発行に関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 新株予約権の付与の対象となる株主ならびにその目的たる新株予約権の数及びその新株予約権の発行の条件

平成15年1月31日（金曜日）最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式10株につき1個の割合で新株予約権を割当てる。なお、1個未満の新株予約権は切捨てとする。また、当社が保有する自己株式には新株予約権を割当てない。

#### 2. 新株予約権発行の要領

##### (ア) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的たる株式の種類は当社普通株式とする。

新株予約権の目的たる株式の数は、平成15年1月31日（金曜日）の最終の発行済株式総数（但し、当社が保有する自己株式数を除く。）に0.1を乗じた株式数を上限とする。新株予約権1個当りの目的たる株式の数（以下「対象株式数」という。）は1株とする。なお、対象株式数は下記(ス)に定める調整に服する。

##### (イ) 発行する新株予約権の総数

平成15年1月31日（金曜日）の最終の発行済株式総数（但し、当社が保有する自己株式数を除く。）に0.1を乗じた個数を上限とする。

但し、新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は1株とする。

##### (ウ) 新株予約権の発行価額及び新株予約権を発行する日

新株予約権の発行価額は、平成15年1月下旬開催予定の当社取締役会にて決定する。

なお、当該発行価額は株主への還元策の一環であることを考慮した価額とする予定である。

発行日は、平成15年4月16日とする。

申込期間は、平成15年3月7日から平成15年3月20日までとする。また平成15年3月20日までに申込みを行わない場合は当該新株予約権は失権するものとする。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株予約権届出目論見書をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(工) 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、行使価額（下記 に定める。）に対象株式数を乗じた価額とする。

新株予約権の行使に際して払込みをなすべき1株当りの額（以下「行使価額」という。）は、平成15年1月下旬に開催予定の当社取締役会にて決定する。

(オ) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間は、平成15年7月1日から平成18年6月30日までとする。但し、行使期間の最終日が銀行休業日にあたるときはその前銀行営業日を最終日とする。

(カ) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、その保有する新株予約権のうち100個の整数倍部分については100個単位で行使するものとする。なお、新株予約権証券が発行されている場合には、各新株予約権証券が表章する新株予約権全部について行使するものとし、その一部のみについて行使することはできない。

(キ) 新株予約権の消却事由及び消却の条件

当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案又は株式移転の議案につき当社株主総会で承認されたときは、当該効力発生日前に、当社は残存する全ての新株予約権を消却することができる。

当社は上記 による新株予約権の消却を行う場合、新株予約権者に対し新株予約権1個につき当初の新株予約権1個の発行価額相当額を対価として支払うものとする。

(ク) 新株予約権証券の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要するものとする。相続等当社が承認するにたる理由の存する場合を除き、原則譲渡の承認は行わない方針とする。

(ケ) 新株予約権証券の発行

新株予約権者の請求あるときに限り新株予約権証券を発行するものとする。

(コ) 新株予約権証券の行使により発行する新株の発行価額中資本に組み入れない額

新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合の株式の発行価額中資本に組み入れない額は、行使価額（調整された場合は調整後の行使価額）から資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、行使価額（調整された場合は調整後の行使価額）に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。

(サ) 新株予約権行使により発行した株式の第1回目の配当

新株予約権の行使により交付する当社普通株式に関する利益配当金又は中間配当金（商法第293条ノ5による金銭の分配）は、新株予約権行使の効力発生日の属する配当計算期間（新株予約権発行日現在3月31日及び9月30日に終了する各6か月の期間をいう。）の初めに新株予約権行使の効力が発生したものとみなして、これを支払う。

(シ) 行使価額の調整

行使価額は、新株予約権発行後、当社が普通株式の時価を下回る発行価額又は処分価額をもって当社普通株式を新たに発行又は当社の有する当社の普通株式を処分する場合には、次の算式により調整される。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株予約権届出目論見書をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

$$\begin{aligned} & \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行・} 1 \text{株当りの}}{\text{処分株式数} \times \text{発行・処分価額}} \\ \text{調整後 調整前} & \text{行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・} 1 \text{株当りの}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・} 1 \text{株当りの}} \end{aligned}$$

また、行使価額は、株式の分割もしくは併合又は時価を下回る価額をもって当社の普通株式の発行又は当社が有する当社普通株式の移転を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債の発行が行われる場合にも適宜調整される。

(ス) 対象株式数の調整

上記(シ)に定める行使価額の調整が行われた場合、対象株式数はそれぞれ次の算式により調整される。但し、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。

$$\text{調整後対象株式数} = \frac{\text{調整前対象株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(セ) 新株予約権の申込取扱場所及び払込場所（同取次場所）

株式会社ユーエフジェイ銀行 新宿新都心支店（竹橋支店）

(ソ) 新株予約権の行使請求場所（同取次場所）

株式会社ユーエフジェイ銀行 新宿新都心支店（竹橋支店）

(タ) 新株予約権の行使に際して払込をなすべき払込場所

株式会社ユーエフジェイ銀行 新宿新都心支店

(チ) 失権処理等について

失権した新株予約権については、今後開催する当社取締役会において、その全部又は一部について発行を打ち切ること、又は第三者に引き受けさせること等を含め、その処分方法を正式に決定します。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株予約権届出目論見書をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## 【ご参考】

### 1. 調達資金の使途

#### 今回の調達資金の使途

資金の払込は、新株予約権者の判断によるため、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難であります。従いまして、新規発行による手取金は設備投資及び運転資金に充当する予定であります。具体的な金額については、払込のなされた時点での設備投資計画及び資金繰り状況に応じて決定いたします。なお、新株予約権証券の発行価額の総額（見込額）に相当する470,439千円については全額運転資金に充当する予定であります。

### 2. 株主への利益配分等

#### (ア) 利益配分に関する基本方針

当グループは、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題として位置付け、利益に応じた適正な配当を行うことを基本方針としております。

#### (イ) 配当決定にあたっての考え方

上記基本方針に基づき、平成15年3月期の配当につきましては、当社株式1株につき普通配当50円を予定しております。

#### (ウ) 内部留保金の使途

内部留保金につきましては、財務体質と経営基盤の強化及び今後の新規事業展開を軸に、有効に活用していく次第です。

#### (エ) 過去3決算期間の配当状況

	平成12年3月期	平成13年3月期	平成14年3月期
1株当たり当期純利益	288.68円	389.45円	442.39円
1株当たりの配当金	40.00円	60.00円	50.00円
実績配当性向	14.9%	15.6%	11.4%
株主資本利益率	24.8%	40.7%	54.6%
株主資本配当率	2.60%	5.29%	4.71%

#### (オ) 過去の利益配分ルールの遵守状況

該当事項はありません。

### 3. 過去のエクイティ・ファイナンスの状況

#### 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンス

平成11年12月 130万株（発行価額：6,000円） 増資後発行済株式総数：1,264万株

平成13年 6月 100万株（発行価額：6,317円） 増資後発行済株式総数：2,662万株

### 4. 過去3年決算期間及び直前の株価の推移

	平成12年3月期	平成13年3月期	平成14年3月期	平成15年3月期
始 値	5,700円	4,280円	3,200円	4,150円
高 値	5,700円	5,050円	9,920円	4,970円
安 値	3,750円	2,000円	2,550円	2,170円
終 値	4,180円	3,150円	4,120円	2,345円
株価収益率	25.8倍	10.9倍	10.6倍	5.3倍

ご注意：この文書は、当社の新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株予約権届出目論見書をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(注)

1. 平成15年3月期の株価は平成14年12月25日現在で表示しております。
2. 平成13年3月1日に東京証券取引所市場第一部に上場いたしました。
3. 当社は、平成12年11月20日付にて株式1株につき2株の割合で分割を行いました。
4. 当社は、平成13年11月20日付にて株式1株につき2株の割合で分割を行いました。
5. 各決算期の株価収益率は、当該決算末の株価(終値)を1期前の決算期末の1株当たり当期純利益で除した数値です。

#### 5. 新株予約権発行の日程(予定)

平成 14 年 12 月 26 日(木)	取締役会決議(株主割当)
平成 14 年 12 月 26 日(木)	有価証券届出書提出
平成 15 年 1 月 10 日(金)	法定公告
平成 15 年 1 月 23 日(木)	取締役会決議(条件決定)
平成 15 年 1 月 23 日(木)	訂正有価証券届出書提出
平成 15 年 1 月 25 日(土)	届出書効力発生
平成 15 年 1 月 31 日(金)	株主基準日
平成 15 年 3 月 4 日(火) 頃	目論見書発送
平成 15 年 3 月 7 日(金)	株主申込開始
平成 15 年 3 月 20 日(木)	株主申込締切
平成 15 年 3 月 28 日(金) 頃	失権数確定
平成 15 年 3 月 31 日(月)	取締役会決議(失権処理割当)
平成 15 年 3 月 31 日(月)	有価証券届出書提出(失権処理割当)
平成 15 年 4 月 1 日(火)	法定公告(失権処理割当)
平成 15 年 4 月 8 日(火)	届出書効力発生(失権処理割当)
平成 15 年 4 月 8 日(火)	申込期日(失権処理割当)
平成 15 年 4 月 16 日(水)	払込期日

以上

サミー株式会社は株主・投資家の皆様、お客様などに対するスピーディな情報公開を目的として、当インベスターズガイド上にリリース情報を掲載しております。なお、リリース情報には証券取引法第 166 条に定められた重要事実にあたる情報が含まれる可能性があります。重要事実を含むリリース情報をご覧になられた方が、その重要事実が証券取引法施行令の規定に従い公開された後 12 時間以内に、当社の株式などの売買等を行なった場合、いわゆるインサイダー取引規制違反として、証券取引法の規定に接触するおそれがありますのでご注意ください。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株予約権届出目論見書をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。